

区営住宅等の使用者資格の見直しについて

1 概要

区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の使用者の資格は、各条例に基づき、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること。」とされている。この度、男女平等参画推進等の観点から、入居要件を見直す。

また、区営住宅の入居収入基準は、特に居住の安定を図る必要がある場合には、特例としてその基準の引き上げを行っている。子育て世帯への支援の拡大を図るため、特例の対象を拡大する。

2 見直しの骨子

- (1) 法律上親族関係を結ぶことができない者等について、要件に該当することを区長が承認した場合には、親族同等とみなして使用を認める。
- (2) 区営住宅の入居収入基準における特例の対象となる子育て世帯について、「小学校就学前の子どもがいる世帯」から「高校終了期までの子どもがいる世帯」に要件を緩和する。

3 今後のスケジュール（案）

平成 30 年	2 月議会	各条例見直し案の骨子の報告
	3 月下旬	パブリックコメント実施
	4 月下旬	パブリックコメント意見集約
	6 月議会	各条例改正の議案上程
	7 月	各条例の施行予定